

深谷市公共施設在り方検討市民会議設置要綱

(設置)

第1条 市の公共施設の在り方に関する事項を検討するに当たり、市民を交えた協議の場において、市民の意見を伺うことを目的として、深谷市公共施設在り方検討市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に提言する。

- (1) 公共施設の適正配置に関すること。
- (2) 本庁舎を含む特定建築物の耐震化対策に関すること。
- (3) その他公共施設の在り方の検討に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 公募による者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 自治会代表者
- (5) 公共的団体等の代表者又は当該公共的団体等から推薦を受けた者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 市民会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し、市民会議への出席を求め、説明若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 市民会議の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。